

第2回 荒川河川整備計画有識者会議  
第8回 埼玉県河川整備計画策定専門会議

開催日：令和2年1月26日（日）

場 所：さいたま新都心合同庁舎2号館5階  
中研修室5B

1. 開会

【関東地整/高畑河川調査官】 それでは定刻となりましたので、ただいまより「第2回荒川河川整備計画有識者会議」、並びに「第8回埼玉県河川整備計画策定専門会議」を開催させていただきます。

本日は日曜日にもかかわらずお忙しい中、お集りいただきましてどうもありがとうございます。本日、進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川部河川調査官の高畑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきます。

記者発表の際に、会議の公開のお知らせをしておりますが、カメラ撮りにつきましては座長挨拶終了後までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、議事に入る前に、本日、別室に傍聴希望の方がいらっしゃいますので、別室の傍聴室へ会議の様子を配信することといたしたいと思いますが、山田座長、田中座長、よろしいでしょうか。

【山田座長・田中座長】 けっこうでございます。

【関東地整/高畑河川調査官】 ありがとうございます。それでは別室への中継映像配信の作業を行いますので、今しばらくお待ちください。

それでは再開します。取材及び一般傍聴の皆様にはお配りしております取材、または傍聴にあたっての注意事項に沿って、適切に取材及び傍聴をされ、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

初めに、本日の会議についてですが、前回の第1回「荒川河川整備計画有識者会議」の際に、流域を同じくする国土交通省と埼玉県の計画について整合を図る必要があるということから、関東地方整備局が設置します荒川河川整備計画有識者会議、並びに埼玉県が設

置する埼玉県河川整備計画策定専門会議を合同開催することとしてご承諾をいただきました。

このため本日の会議は、両会議の合同開催としておりますので、よろしくお願ひいたします。

まず本日の配布資料を確認させていただきます。お手元に資料をお配りしておりますが、配布資料としてまず議事次第、それから委員名簿としまして、荒川河川整備計画有識者会議の委員名簿、それから埼玉県河川整備計画策定専門会議の委員名簿。それから座席表、それから荒川河川整備計画有識者会議の規則、それから運営要領。それと埼玉県河川整備計画策定専門会議の設置要綱。その後ろに資料の1、2、3とそれぞれ資料をつけてございます。

配布漏れ等はありませんでしょうか。もし、配布漏れ等で資料がお手元にない場合には、事務局のほうまでお知らせいただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは開会にあたりまして、まず国土交通省関東地方整備局、並びに埼玉県よりご挨拶を申し上げます。初めに関東地方整備局河川部、佐藤部長よりご挨拶を申し上げます。

## 2. 関東地方整備局・埼玉県挨拶

### 2. 1 関東地方整備局 河川部長

**【関東地整/佐藤河川部長】** 河川部長の佐藤です。国の有識者委員会の方々には第1回に引き続きまして、よろしくお願ひいたします。また、県の委員会の方々には初めてお目にかかることと思いますが、よろしくお願ひいたします。

今般、この台風19号の水害を踏まえまして、国の管理河川で言いますと、全国で12か所決壊が生じているうちの9か所が実は関東地整内で起こっています。そのうちの3か所が荒川流域という形で、非常に大きな水害があったという形になります。

それで、この河川はこのほかに決壊が生じた河川というのは、久慈川、那珂川、茨城県の河川ですが、この入間川という形で見れば、この3つの河川の特徴とすると、やはり洪水調節施設、大規模なダムとか、遊水地とかを有せずに、いわゆる河道のみで洪水を処理しようとする河川において決壊が生じたということでもあります。

逆に言うと、関東地整内のほかでは久慈川とかそういう川がありますが、やはり洪水調節施設が非常に大きな効果があったということはいろいろなところで報道されておりますが、そういうことかなと思っております。

ですから、この荒川、那珂川、久慈川につきましては関東地整としては多重防御治水というやり方で今後は治水のやり方を変えていこうという形で提案させていただいております。これはまた後で資料のほうで詳しく説明があると思いますが、いわゆる河道のみでなく、やはり計画的に水を溢れさせる、いわゆる遊水地をつくるとか、荒川では予定はしておりませんが、霞堤も整備するとか、いろいろなことをしながらやはり水を河道だけで処理するのではなく、地域全体で処理していくという方法で水を治めていくということをやりたいという形で、これを提案させていただいているところでございます。

先週と言うか、金曜日には今回、大きな被害がありました川越市、東松山市、坂戸市、川島町のそれぞれの市長さん、町長さんに集まっていただきまして、この多重防御治水のやり方で今後、この入間川流域については治水をやっていくという形での一致をさせていただいております。ですから、今後はこの入間川におきましても具体的に計画遊水地のようなものを整備するとか、そういうものを今後は始めていくという形になろうかと思っております。

一方で、荒川流域の全体を見ますと、荒川流域というのは65%が荒川本川の流域になります。残りの35%が入間川の流域になります。荒川本川につきましては既に直轄ダム、水機構ダム、荒川第一調節池という形で、規模で言いますと大体1億 $\text{m}^3$ ぐらいの洪水調節施設が既に備わっております。それに加えて今進めております第二、第三調節池という形で、さらなる洪水調節施設の整備を進めているわけですが、実は入間川流域においてはこの河川整備計画においても洪水調節施設の整備が予定されていなかったという形になります。

ですから、今回の委員会の中では国につきましては、やはり入間川の治水を河道のみでなく、洪水調節施設も含めてどのように処理していくのかというところが大きなポイントになるかと思いますが、その点をまたご審議いただければと思いますし、先ほど言いましたように、水防法に基づく減災対策協議会の場で別途、市町村長を集めて、こちらは具体的なプロジェクトはどこでやるかという議論のほうを進めております。ですから、こちらの有識者委員会のほうの整備計画の計画論と、具体のプロジェクトをどう動かしていくかという議論と、2トラックで回していくような状況になりますが、やはり今回の水害を踏まえ、早く事業をやるということが非常に意味のあることだと思っておりますので、

また、この委員会のほうもそういう意味で、今日は日曜日で非常に申し訳ないと思いますが、いろいろと開催させていただくことになると思いますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

## 2. 2 埼玉県 県土整備部 副部長

【関東地整/高畑河川調査官】 ありがとうございます。続きまして、埼玉県県土整備部北田副部長よりお願いします。

【埼玉県/北田副部長】 ただいまご紹介いただきました埼玉県県土整備部副部長の北田でございます。本日は委員の皆様にご多忙の中ご出席を賜り、本当にありがとうございます。また、先ほど話もありましたが、国土交通省と埼玉県の河川整備計画の整合を図るために、合同で検討を進めていくことになりましたことを、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

先の台風 19 号では県の管理河川におきましても、昭和 57 年の台風 18 号以来、堤防が 2 か所で決壊し、また 55 か所で溢水、越水するなど、県内流域で大変大きな被害が生じました。県管理河川でも 9 つの河川で計画流量を超える流量を観測しております。近年の気象変動の影響などにより、水害が頻発化、激甚化しておると考えてございます。県民の命と暮らしを守るために、総合的な防災・減災対策を今まで以上に取り組んでいく必要があると考えてございます。

本日の会議では、埼玉県管理河川における河川整備計画の点検についてご説明させていただきます。委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。本日はよろしく願いいたします。

## 3. 委員等紹介

【関東地整/高畑河川調査官】 ありがとうございます。次にお手元の議事次第にありますように、3. 委員等紹介に移らせていただきたいと思います。

はじめに荒川河川整備計画有識者会議について、関東地方整備局よりご紹介のほうをさせていただきます。委員名簿の順にご紹介します。

まず、埼玉大学の浅枝委員です。

東京大学の沖委員ですが、本日は都合によりご欠席です。

また、東京大学の加藤委員につきましても、本日は都合によりご欠席です。

続きまして、早稲田大学の久保委員でございます。

群馬大学大学院の清水委員でございます。

横浜市立大学の鈴木委員でございます。

東京農業大学の鈴木委員につきましては、本日は都合によりご欠席です。

続きまして、埼玉大学大学院の田中委員でございます。

東京大学大学院の知花委員ですが、本日は都合によりご欠席です。

続きまして、日本大学の手塚委員でございます。

河川環境保全モニターの堂本委員でございます。

埼玉県水産研究所の長嶋委員でございます。

東京農業大学の中村委員でございます。

東京都島しょ農林水産総合センターの長谷川委員ですが、本日は急遽ご欠席ということ  
でお伺いしております。

続きまして、自然環境研究センターの畠瀬委員ですが、本日は都合によりご欠席です。

続きまして、座長の中央大学教授の山田委員でございます。

首都大学東京の横山委員でございます。

次に埼玉県河川整備計画策定専門会議について、埼玉県よりご紹介をよろしくお願  
いいたします。

**【埼玉県/林参事兼河川砂防課長】** それでは県の専門会議の委員の皆様をご紹介します。

まず、国と県の両方の委員を兼ねていらっしゃる方々をご紹介します。

座長の埼玉大学大学院の田中委員でございます。

埼玉県生態系保護協会の堂本委員でございます。

埼玉県水産研究所の長嶋委員でございます。

続きまして、お手元の委員名簿の順に沿って県の委員の方をご紹介します。

埼玉昆虫談話会の江村委員でございます。

埼玉県土地改良事業団体連合会の大図委員でございます。

さいたま市遺跡調査会の柿沼委員でございます。

埼玉大学の金子委員でございます。

次に桜美林大学名誉教授の三島委員でございます。

なお、埼玉県漁業協同組合連合会の古島委員様、それから東京大学大学院の石橋委員様につきましては、本日はご都合によりご欠席ということでございます。以上です。

**【関東地整/高畑河川調査官】** ありがとうございます。続きまして、次第4の座長挨拶に移りたいと思います。はじめに荒川河川整備計画有識者会議における山田座長よりご挨拶をお願いします。

#### 4. 座長挨拶

##### 4. 1 荒川河川整備計画有識者会議 座長

**【山田座長】** 時間の制約もありますので、短めの挨拶ですが。

もう皆さんはご承知のことだと思いますが、去年の大きな洪水で荒川水系、入間川水系、大きな被害を受けました。それで過日、そこを関東地方整備局の方々に案内していただきましたが、私はよく「災害十倍則」とよく言うんですが、このことばかり研究している専門でありながら、多分このぐらいの被害かなと思って見て、実際に現地に行くと大体10倍以上、100倍、1,000倍みたいな時もあります。大ざっぱに言って専門家すら想像する時には10倍ぐらいのものになってしまったかなと思って、ひどいなと思って、実際に行ってみると10倍以上の被害という厳しさがあるということを今回も痛感しております。

そういうことで、歴史のある入間川水系ですので、歴史的なことも踏まえ、生態系やそういうこともしっかりと考慮に入れながら、しっかりとした計画をつくっていければと思っておりますので、皆さん、よろしくご協力をお願いします。以上です。

##### 4. 2 埼玉県河川整備計画策定専門会議 座長

**【関東地整/高畑河川調査官】** ありがとうございます。続きまして、埼玉県河川整備計画策定専門会議における田中座長より一言ご挨拶をお願いします。

【田中座長】 はい、座長を務めさせていただきます田中です。委員の皆様におかれましては、本日お忙しい中お集りいただきましてありがとうございます。

先ほどから話が出ておりますが、豪雨災害が頻発しております。近いところだと、関東ですと2015年の関東・東北豪雨、その後、水防災意識再構築ビジョン、ちょっと長いんですが、そこで「減災」という考え方が明確に打ち出されました。それで危機管理型ハード対策とか、あるいは住民目線のソフト対策とかそういう話が出てきました。その後も北海道・東北豪雨があり、それで中小河川にも適用する必要性が唱えられました。それから最近では西日本豪雨、平成30年7月豪雨ですね。あれは大規模で広域で起きたということで、まさに水防災意識再構築ビジョンで提案されたような考え方を加速していかなければいけない、という流れになったのが2年ぐらい前からでしょうか。

その中で大規模広域豪雨に対する考え方として、従来の治水対策だけでなく、流域対策であったり、土地利用の誘導とか規制であったり、危機管理であったり、ソフト対策、そういうものをしっかりとやっていきたいと思いますという流れがあります。その流れの途上で、昨年の台風19号は起きています。まさにそういう考え方をこの入間川流域にどう当てはめていくか、あるいはこの入間川流域独特のものも含めてどう適用していくかということが、今回の非常に重要なポイントなんだろうと考えています。

そういう意味で、埼玉県としては再度災害を防止するために治水対策を進めるわけですが、あまり流し過ぎると今度はいろいろありますから、やはり洪水貯留施設も含めた対策が必要になるということです。流域全体で、河川計画の整合性を図る必要がまさに今生じているというように考えております。

今日は埼玉県の管理河川における河川整備計画の基本点検、まず台風19号でどういうことが起きたかということ把握した上で、今後の方針をきっちり固めたいという位置づけの会議になっております。委員の皆様におかれましては、活発なご意見をいただきまして、有意義なものとなりますようご協力をお願いします。

なお、埼玉県の委員が国のほうの考え方に対して意見などを述べることを許可いただければというように考えております。よろしく願いいたします。

【関東地整/高畑河川調査官】 ありがとうございます。カメラ撮りのほうはただいまの座長挨拶までということにさせていただきます。ご協力のほう、よろしく願いいたします。

それから、先ほど田中座長のほうからもご発言がございましたが、本日お集まりの委員の皆様にもお諮りさせていただきたいと思います。

先ほどのご説明の中にも入れさせていただきましたが、本日の会議は関東地方整備局、それから埼玉県合同開催ということにさせていただきます。合同開催の趣旨を踏まえまして、片方の会議に所属している委員におかれましても、もう片方の議事内容についてのオブザーバーとしてのご発言をぜひいただきたいと考えております。荒川河川整備計画有識者会議の規則第4条雑則、それから埼玉県河川整備計画策定専門会議設置要綱第8条のその他によりまして、両座長のご了解をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【山田座長】 けっこうだと思います。

【田中座長】 はい、けっこうです。

【関東地整/高畑河川調査官】 ありがとうございます。それでは双方の会議の内容について、皆様よりご意見をいただければと思います。

また、本日の会議の進め方についてですが、議事次第5にございますように、まず埼玉県河川整備計画策定専門会議の内容、それから続いて議事次第6の荒川河川整備計画有識者会議の順にそれぞれの会議で取りまとめを行うこととさせていただきます。

それでは、ここからの議事進行につきましては座長にお願いしたいと思います。はじめに埼玉県河川整備計画策定専門会議の田中座長、よろしくお願ひいたします。

## 5. 第8回埼玉県河川整備計画策定専門会議

【田中座長】 はい、それでは議事次第の「5. 埼玉県管理河川における河川整備計画の点検について」、埼玉県から資料の説明をお願いします。

【埼玉県/鈴木副課長】 はい、埼玉県でございます。大変恐縮でございますが、着座のまままでご説明させていただきたいと思います。

この埼玉県の河川整備計画の点検につきましては、前回の有識者会議以降、県では国の考え方を参考にしまして現行の河川整備計画を点検しまして、計画変更やその必要性の確

認を要すると考えられる候補河川の検討を進めてまいりました。この国との合同開催につきましては、今回と次回とを予定しておりますが、今回の会議はこの点検結果を中心に委員の皆様からご意見を頂戴したいと考えております。

また、次の会議では今回の点検結果で抽出した候補河川のうち、計画変更が必要な河川において基本的、共通的な考え方、変更方針とも言うべきものをご議論いただきたいと考えております。そして、次々回の会議からは県の専門会議として単独で開催し、変更方針に沿った各種検討をブロックごとに進めていく予定となっております。それでは中身のほうの説明のほうに入らせていただきます。

資料-1の表紙をおめくりください。「流域の概要」でございます。この荒川水系、荒川中流右岸ブロックにつきましては流域の概要でございます。この入間川の流域に入ります県の河川整備計画のブロックが、この荒川中流右岸ブロックとなっております。このブロック内におきましては、図の左側の山間部の溪流から、中山地等を経て丘陵地、そして台地を経て荒川低地へと左から右に流れていくというような河川となっており、多様な河川環境が存在しております。

土地利用につきましては右側の円グラフがあるとおりですが、森林が40%少々となっております。それに対して市街地が約4分の1の27%というような土地利用の状況となっております。こういう中で面積としましては約920km<sup>2</sup>、ブロック内の人口は約84万人というような中に市町村が21市町村ございます。そして、河川数におきましては、大小さまざまな河川がございまして、県管理河川が46河川になっている状況でございます。

次に下の2ページでございます。「降雨の状況」でございます。失礼しました。その前に15ページをごらんください。めくっていただきまして、参考資料編のほうですが、15ページの「流域の概要」をごらんください。このブロックにおきまして、最近の20年間で特に被害が大きかった洪水が、この右側のほうに表で示させていただいております。一番上にあります昭和57年9月の台風18号、そして中ほどにございます平成11年8月の熱帯低気圧など、過去に大きな洪水が発生しております。今回は一番下の「R01」と書いてあります台風19号につきましては、この総雨量や浸水面積、浸水戸数につきましては、これらの河川と同等の被害、雨量等もあったというような状況になってございます。

なお、下の※印にありますとおり、令和元年10月の洪水につきましては、浸水面積、浸水戸数につきましては、これは市町村ごとに集計しているため、他のブロックも一緒に含んでいるということをご承知いただければと思います。

戻りまして、2ページの「令和元年10月台風19号の概要」のほうに移らせていただきます。まず、(1)降雨の状況でございますが、このブロック内につきましては、「ときがわ」と「鳩山」のアメダス観測所がございます。それを右と左側に示してございます。上の時間雨量につきましては、今回の洪水は青で着色しておりますが、比較していただきまずと既往最高雨量よりも少ない雨量となっております。

しかしながら、下の日雨量、2日雨量をごらんいただけるとわかるとおり、それぞれの観測所におきまして既往最高雨量を上回る洪水雨量があったという状況でございます。特に「ときがわ」の観測所のほうが「鳩山」よりも雨量が非常に多くて、日雨量では約2倍近い雨量があったということがわかる状況になってございます。

続きまして次のページ、3ページをごらんください。今回の台風の中での決壊・溢水・越水の状況でございます。ブロック内に表示しております赤の×印が決壊箇所でございます。都幾川と新江川の2か所で決壊が発生しました。そのほか黒い×になっているところが16か所ございまして、溢水、越水をした箇所となっております。特にこの中で左上にございます槻川につきましては、連続的な溢水となっていることから黒い線でその区間を示させていただいております。このように2か所の決壊箇所の状況を以下で説明させていただきます。

4ページ、5ページになります。まず、4ページのほうが都幾川の決壊箇所の状況でございます。左側の図面の×印、写真では○印のところが決壊した箇所となっております。こちらにつきましては図の左側が上流でございまして、真ん中にある神戸大橋の上流右岸側、ここにおきまして応急復旧前の写真、左下の写真にありますとおり、延長約30mの決壊が生じました。また、この決壊に対しまして、2019年10月19日に応急復旧が完了しまして、下の写真のとおり堤防の応急復旧を行っております。

なお、浸水面積につきましては上の写真に示してあるとおり、青いエリアで示してございまして、浸水範囲としましては約140haとなるところでございます。そして右上にある白い線、こちらが直轄区間と埼玉県管理区間との境目となっております。先ほど言った直轄区間での管理境の上流側という場所になってございます。

次に5ページ目でございます。決壊箇所の新江川でございます。こちらにつきましては、左上の地図をごらんいただきますと、左から右側に市野川という河川がございまして、そこに接続する支川が新江川となっております。この×印で決壊が生じておりまして、新江川に流れる山王樋管の直上流の裏側で決壊が生じました。決壊した影響は下側の写真に

ありますとおり、延長約 27m でございます。都幾川と同様に応急復旧作業を行いまして、左下の写真とおりに復旧してある状況でございます。

また浸水範囲につきましては右上の写真にありますとおり、約 220ha というようなエリアになってございます。

次に 6 ページでございます。荒川水系荒川中流右岸ブロックの河川整備計画の概要についてご説明します。この河川整備計画の対象とします区間につきましては、この緑色で囲まれた範囲にある一級河川のうち、県管理が管理する全ての区間としております。この河川につきましては右の表にございますとおり 46 河川ございまして、一次支川から五次支川までである状況でございます。計画対象期間はおおむね 30 年間としております。また、河川整備の目標につきましては、時間雨量 50mm 程度の降雨により発生する降雨につきまして、安全に流下させることができるものとしております。

次にめくっていただきまして 7 ページになります。今回の全河川整備計画の整備メニューを図で表示したものでございます。河道改修、堤防補強、そして放水路整備、これがピンク色です。先ほどの河道改修等が赤い線で示してございます。そして合流点処理ということで、赤い○。そして排水機場設置ということで、赤い○の中に「P」という文字が入ったものに、右側で言うと 2 か所ございますが、こういう整備メニューが各河川において位置づけがされている状況でございます。

この整備メニューに対しまして、平成 18 年 2 月以降、どのように整備が進んでいるかというものを示したものが次の 8 ページの図となっております。それぞれの整備メニューに対しまして、整備済につきましては黒く表示させていただいております。この河道改修につきましては、約 49% の進捗状況となっております。また合流点処理、黒い○の 2 か所につきましては、2 か所とも整備が行われております。また、排水機場につきましては、2 か所のうち 1 か所、飯盛川のほうでの整備が終わっているという状況となっております。

そのほか表示させていただいておりますのが、決壊・溢水・越水箇所につきまして表示させていただいております。ごらんいただくとおり、整備済の区間よりも、まだ整備が途中であるところで起きているのがわかるかと思えます。

次に 9 ページに入らせていただきます。めくっていただきまして、こちらの 9 ページにつきましては、国のほうで前回行った資料の一部となっております。第 1 回荒川整備計画有識者会議の資料より引用させていただいております。先ほどご説明したとおり、国の

考え方を参考に今回、県も整理させていただいております。具体的にどういう整理をしたかというものが、この次の10ページの「点検手法」となります。

点検手法、先ほど説明したブロック内の46河川全体を対象として整理しました。まず、フローで下に落ちていきますが、「計画対象期間に整備予定あり」というものが、先ほどの7ページの図面に赤く表示させている河川が対象区間の整備ありとなっております。21河川ございます。また、これのないものが残りの25河川あるという状況でございます。

この21河川につきまして、今回の降雨による被災流量が計画流量を上回ったかどうかを確認させていただいております。超過があったものが左にある9河川、横塚川ほか8河川がございました。また、被災流量が計画流量を上回らなかった河川、12河川におきまして決壊、溢水、越水があったかどうかを確認しましたところ、新江川ほか5河川の、6河川ございました。

また、右側のほうで計画対象期間に整備予定がない25河川の中におきましても、決壊、溢水、越水があった河川が2河川、入間川、高麗川がございました。この2河川、そして先ほどの溢水、越水があった6河川の計8河川につきましては、②の黄色いところに書いてありますとおり、現行整備計画に定める対策の変更、または新たな位置づけの必要性を検討していくべきだというように考えております。また、最初の被災流量が計画流量を上回った9河川につきましては、計画目標流量の見直しの必要性を検討すると考えております。

このほか、赤い枠でなかった6河川の③に書いております現行計画に定める対策を実施していくという河川と、そのほか、一番右側にあります23河川につきましては現行計画に定める維持管理を引き続き実施していくというような整理をしております。

おめくりいただきまして11ページでございます。これにつきましては国の点検結果を9ページと同様に整理させていただいております。令和2年1月の点検ということで、社会情勢の変化ということで、流域内の雨量の状況につきましては、既往最大雨量を上回る降雨がございました。

そして、2ポツ目につきましては、ブロック内の県管理河川、先ほどのフローの左側にございました9河川におきまして、被災流量が計画流量を上回ってございました。また、3ポツ目につきましては、被災流量が計画流量を下回る河川においても、6河川で決壊、溢水、越水が発生しました。

これを踏まえまして、四角で囲んである中身につきましては、先ほど①～④について記載してあるものでございます。重複しますので、中身については割愛させていただきます。

12 ページに入らせていただきます。荒川中流右岸ブロックにつきましてはの点検結果をご説明したわけでございますが、まず 16 ページをめくっていただきまして、16 ページの被害の状況をごらんいただきたいと思っております。こちらは県内全体の浸水箇所を示したものでございます。10月13日の10時の衛星画像から判断したものでございますが、調節池の内水氾濫も含まれますが、この赤く示したエリアが浸水したであろうと思われるエリアとなっております。県内で約1万ha近くの浸水が発生したと考えられます。

それでもう一枚めくっていただきますと、(2) 決壊、溢水、越水の状況ということで、県の河川整備計画につきましてはこの図にございますとおり、オレンジ色の荒川中流右岸ブロックのほかに、5ブロックに分かれてございます。その各ブロック内におきましての被災がありました河川の数、そして箇所数が四角の枠で表示させていただいております。この荒川中流右岸ブロックのほかに5ブロックにおきまして、19河川、39か所におきましての溢水、越水が発生しているところでございます。

これらを踏まえまして、12ページに戻っていただきたいと思っております。先ほどご説明しました荒川中流右岸ブロックのほか5ブロックにつきましては、同様な形で整理しました表となっております。①の計画目標流量の見直しの必要性を検討というのが3河川、中川・綾瀬川ブロックと小山川ブロックでございました。また②にあります現行計画に定める対策の変更の必要性を検討すべきというものが、5ブロックの中に16河川ございました。また、③現行計画に定める対策を実施というものが43河川。④現行計画に定める維持管理を実施というのが40河川というような結果となりました。

次の13ページでございますが、第8回、今回の埼玉県河川整備策定専門会議につきましては、今、河川整備計画の点検をご説明させていただきました。次回の第9回埼玉県河川整備策定専門会議につきましては、荒川中流右岸ブロックを初めとしました県管理河川に関する各河川の河川整備計画変更方針(案)を提示したいと考えております。具体的な議事内容が書いてございますが、下にありますような6つございます。

変更対象とする河川の考え方。そして河川整備計画該当河川の計画外力の設定の考え方。そして計画対象期間の設定の考え方。目標達成のために必要可能な各種対策メニューの立案の考え方。立案する各種対策メニューの評価の考え方。最後に、目標レベルの維持に資

する対策の基本的な考え方。こういうものをご提示してご議論いただければと思っております。

駆け足でございましたが、私からのご説明は終わりとします。よろしく願いいたします。

**【田中座長】** ただいま埼玉県から河川整備計画の実施状況とか、それから被災流量が計画流量を上回った、あるいは溢水、越水、決壊があったか、そういう視点から今後の整備方針について大きく4つ、11ページに書かれているような分類がなされました。それに従って今後、詳細な検討に入っていくわけですが、まずは今日の会議においてはこうした考え方で、こういう方針を進めてもよいかどうかというところだと思います。

どなたからでも結構ですから、挙手の上ご発言いただきたいと思います。

**【山田委員】** では、ちょっと。隣の座長がすぐに質問するのはあれですけども、質問の例題みたいなつもりで質問します。混乱が起きてはまずいので、どこか言葉の中で、越水して決壊したのか、越水して壊れはしなかったけど溢れてしまったのかということで、ちょっと明瞭にしてもらえませんか。そうしないとそれによって対策は全然違いますよね。

どこかにちゃんと書いてあるんでしょうけれど、それがなかなか読み取りにくいので。越水した後に決壊したのか、越水までいかなかったけど決壊したのか、堤防が壊れてしまっただけで決壊したのか、そこのところをちょっと明瞭にお願いします。

**【田中座長】** 埼玉県から何かありますか。

**【埼玉県/鈴木副課長】** ありがとうございます。決壊した2か所の河川につきましては、いずれも被災水位を確認しましたところ、越水した後に決壊しているというように確認しております。まだ具体的な被災状況につきましては検討中でございますが、越水のほうはしたものと考えております。

**【山田委員】** 今調査中で明瞭に答えにくいかと思いますが、ハイウォーターレベル (HWL) よりも低いところでも堤防は壊れたのか、ハイウォーターレベル (HWL) を超えて越水しないうえに壊れたのか、越水して壊れたのか、そこら辺をちょっと明瞭に。それによって今ま

での計画のハイウォーター（HWL）までいってないのに壊れてしまったとしたら、堤防強化とかいろいろ考えなければいけない。

それが厄介なのは、上流で溢れているから流量が少ないのか、溢れないようにすればもっと増えてしまうし、その辺が非常に難しいかと思imasので、なるべくそこが一つのキーポイントになるかと思imasのでお願いします。

【埼玉県/鈴木副課長】 ありがとうございます。ご指示の点を踏まえまして整理をきちんとしていきたいと思imas。

【清水委員】 県区間のところの資料、例えば4ページ、水田が広がっているところが浸水しています。よく見るとこの中にも家屋があるけれど、家屋は少し高いところに住んでいます。うまい住み方をしていると。「うまい住み方をしている」というのは失礼ですね。そういう地形の上で、高いところに住まわれていると。

それから5ページのところも、浸水エリアの広いところに水田が広がっている。それで、今回この水害で浸かったところというのは、もともと浸水想定でも高いリスクで浸水しやすいところなのかどうか。それから、地形からして過去の経験から、過去に水害が多かったところだとか、その土地が持っている潜在的な浸水リスクを、この点検では最初に明らかにしておいたほうがいいと思imas。

なぜかと言うと、流量が書いてあって、11ページの中段に、都幾川が河川整備計画流量720 m<sup>3</sup>/sで、今回の被災が1,347 m<sup>3</sup>/sという、これはかなり大きい被災流量です。それで、ここでやはり点検の中で、この被災流量を従前のように災害対応、つまり再度災害防止という観点から、埼玉県の県の河川整備計画が成り立つのかどうか、要するに今回の水害は川だけで対応できないということが、県民の人たちはわかっていないと、この先も対策メニューを立てて行くのが難しいと思imas。

ですから、今回の災害に対して、今までのやり方の整備計画や川の計画で必ず溢れないようにできますかと言うと、それに対しての答えがどうかというところいうところを踏まえて、新たな計画を、これは今後、メニューとして出てくると思imasが、その辺を明らかにしておいたほうが良いと思imas。

【田中座長】 ほかに、埼玉県さん。

【埼玉県/鈴木副課長】 ありがとうございます。最初のお話がありました浸水想定ではどうかということでございますが、平成18年に埼玉県は浸水想定区域図をつくっております。それとの比較をしたところ、おおむね、ほぼ同じエリアが今回浸水しているというように考えております。

あとは2点目にございました、川だけで持つのか、どのような整備をしていったらいいのかという点につきましては、今までどおり、特にそれぞれの川につきましても河道だけで整理している河川もございますので、また新江川については合流点直上流ということがございます。そういう河川のそれら破堤した場所等の特性を踏まえながら、水位低下の効果が出せるような整備のメニューを立案していきたいと思っています。

【浅枝委員】 1点お伺いしたいんですが、私も公共事業の評価の委員会にかかわらせていただいている、もちろんこれは整備計画ですから、30年ぐらいを見越した最終的な計画をどうしましょうかというのがターゲットなので、それにどうのという話ではないんですが。

少し気になりましたのが、今回もまだ整備予定のところが実際にはあったわけですよ。それで、公共事業の評価の時には、今やられている事業を評価するだけですよ。それで私は今回、この事業をやられている場所を見せていただいて、もちろん洪水があった後だったので、よりそのように感じたのかもしれないんですが。結局30年間の間に一つ一つやっていくことになりますよね。そうすると、どういう順番で改修する箇所が決められるのかなというのが少し気になったんですね。と申しますのが、人口がこれから、特にこの中流地域は減っていくわけですし、今度は逆に雨のほうは恐らく増えてくるわけです。だから、今の状況より少し変わってくる状況を踏まえながら、なおかつ問題がないようにやっていかなければいけないということは、整備をどういう順番でやっていくのかとか、そういうこともかかわってくるのかなという気がするんです。

もちろん、最終計画はそれでいいんですが、そのあたりはどういう形で決まっていくんでしょうか。

【埼玉県/鈴木副課長】 埼玉県は県管理の河川が非常に多くございますので、その中でどういう順番かというお話かなと思っているんですが。今回、先ほどご説明したとおり、被

災した河川が多数ございます。また、今までも通常に河川整備計画に基づいた整備をやっているところもございます。

また、特に今回の被災した箇所につきましては、これからどういう整備メニューをしていくかというのを、次回までに方針案を作成していくという考えでございますので、そういう中でまたメニューと、またその時の整備期間も検討する考えでありますので、その辺を織り交ぜながら今後は整理していければと思っております。

**【浅枝委員】** はい、わかりました。

**【横山委員】** よろしいですか。首都大学東京の横山です。この10ページの点検の考え方で、こういう考え方で一般的には進んでいるのかなと思いますが、まず今回は既往最大降雨だと思いますが、こういう雨の一般性と言うか、今回の雨で溢れた場所を整備するのが中心だと思いますが、その将来にわたってある程度可能性のある雨なのか、非常に特殊な雨なのかという部分の整理が一つ。

それから、計画が達成できていない時点で溢れているので、仮に計画が全部達成できていた時にどこが溢れる可能性があったのかという部分。先ほどもお話がありましたが、切れたことで助かっている部分もあるかと思っておりますので、あるいは低いところで漏れたがために助かっていると。そうすると、逆にある場所をステップアップすることにより弱点箇所が出る可能性もあるので、そういう全体的な整備が全部進んだ時にはどのような、どこに弱点箇所がでそうとか、そういう検討が行われているのかどうかという、その2点についてお伺いしたいと思います。

**【埼玉県/鈴木副課長】** まず1点目の、今回の雨が特殊な雨だったのかどうかということでございますが、被害の状況からしますとこういう決壊が起こったのは37年ぶりと言うか、今までずっとなかったということでは、結構非常に大きい雨だったということでございます。ここ最近の雨の降り方からしますと、こういう雨がこれからも続く可能性があるというように認識しているところでございます。

次に、もう一つ、今回、河川整備計画で、特に位置づけがないようなところで被害があったという中で、どこがまたウィークポイントになるかというような話だったかと思っておりますが、今回の今の時点におきましては、まだ河川整備計画の変更が必要となる候補河川を

抽出したところがございますので、今後の整備のメニューの立案をしていく中でそのポイントだけでなく、ご指摘のありましたように全川ができ上がった時にどうか、ウィークポイントが見れると思いますので、そういうことも加味しながら整備できればと思っております。

**【浅枝委員】** よろしいですか。今のにちょっと関連してなんですが。

埼玉の場合に、大体、県の東部がこれまでよく浸かってきておりましたので。今回はたまたま県の西部が大変なことになったんですが。例えば同じぐらいの規模の雨が県の東部に降った時に、そちらのほうと比較した時に、もちろんこれは限られた予算でやらなければいけないという前提があるんですが、そうした時にどちらが大変になりそうかという、もちろんこれは全く感覚的なものでいいと思いますが、どうでしょうか。

もちろん、これは30年後を見越した整備計画にどうかという話ではないんですが、やはり限られた予算の中でというのがどうしてもあるものですから、気になるものですが、いかがでしょうか。

**【埼玉県/鈴木副課長】** ご指摘のとおり、そういう不安が多分あるかと認識はしておりますが、実際にそれを具体的にどういう状況に東エリアがなるかというのは、実際にそういうものもシミュレーションをかけてみないとわからないところがあるかなと思っております。

浅枝先生もご承知のように、西と東のエリアでは非常に植生も違いますし、それによって雨の集まり方、あとは流れる流速とか、流れ方、そういうのも大幅に違うので。また地形も低かったり、傾斜があつたりで、被害の出方はまたちょっと異なってくるのかなと思っております。すみません、具体的な計算等はしていないので、明確な答えにはなりません。よろしくお願いいたします。

**【浅枝委員】** はい、わかりました。

**【田中座長】** 想定最大の検討もされていますので、そういうのも参考にして。今回の降水量は山地部が多かったわけですが、実際に昔の狩野川台風では中川流域が多かったりと

か、類似した台風コースでも結構変わるんですよね。なので、いろいろ今後の検討課題としてこれはずっとチェックしていただければと思います。

時間が押していますので、ほかにもしあればどうぞ。

【金子委員】 報告を伺っていて気になったことが一つ。今、被害の状況を浸水面積という形で表示されましたが、多分一番大変なのは浸水戸数だと思うんですね。それで、表を見ると1,720戸が浸水したということなので、それぞれの地域でどの程度浸水した戸数があるのかということを示されたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

【埼玉県/鈴木副課長】 ありがとうございます。今ご指摘のありました浸水戸数につきましては、今回、16ページに面積ということでエリアしかご説明しませんでした。今回はその辺も整理しましてエリアごとなりの浸水戸数のご説明をさせていただきます。現時点ではまだ市町村ごとでの把握しかできていなかったもので、もう少し精査したいと思います。

【堂本委員】 このエリアの見直しということで、改めてこれを読むと、基本的に自然河川環境のこととか、あるいは利用のこととかというのはここでは触れられていないわけですが、次の段階に行く時にはやはりそこは共通認識を持った上での議論をしていただかないと、ちょっと足りないのかなという気がします。時間が無いのはわかりますが、そこはちゃんと慎重に評価していただきたいなと思いました。

【田中座長】 恐らく具体のことを考える時には、河道掘削とかそういうメニューが出てくると、まさに河川環境とかにも関係しますから、その時にしっかりと議論させていただければと思います。

【中村委員】 簡単に、時間がありませんのでコメントだけ。

先ほど清水先生のご意見のところにも関係するんですが、4ページの都幾川の決壊のところ、堤防で「霞堤区間」というのがございますが、本来ならこれは決壊しなかったら霞堤の機能が発揮されて、同じように湛水区間が広がったんじゃないかというような気がしているんですが。その辺の何か検証と言うか、それはされているのかどうかわかりませんが、今後、河川整備計画を立てる意味で、これは例えば決壊したところを連続堤にして

しまうとか、そういうことになったらもともとのこの霞堤の意義というのが薄れると思いますので、それもあわせてご検討いただければと思います。コメントでございます。

**【鈴木(伸)委員】** すみません、コメントだけ。浸水区域内の土地利用、恐らくは調整区域内ではないかと思いますが、それがどういう種別なのかということももし把握されていたら、次回の委員会の時にお示しをされると検討の参考になるとと思います。

**【田中座長】** それでは次回の委員会の時に出せるものについては出していただくということにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

時間の関係もでございますので、ここまでとさせていただきます。それで、この委員会の中で整備方針、そこに4つの考え方を示されていますので、これに関しては特に異論がありませんでしたので、これは認められたということにして次回の準備をしていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

**【田中座長】** はい、それでは一度進行を事務局にお返しをします。

**【関東地整/高畑河川調査官】** 田中座長、議事進行をありがとうございました。ここからは「荒川河川整備計画有識者会議」の山田座長に進行のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 6. 第2回荒川河川整備計画有識者会議

**【山田座長】** これからは議事次第に沿って「荒川の現状」と、それから「荒川水系河川整備計画【大臣管理区間】」について整備局から資料の説明をお願いします。その後に質問等をお受けしますが、いろいろ委員の方が質問なり、コメントを出されて、この場で行政のことを答えにくいと言うか、そこまで準備ができていないということもいっぱいあると思いますので、妙に中途半端に答えなくて、それは次の宿題ということで。だから、今日は最後に宿題が何個ありましたかというのを明瞭にして、次回までに持って行くと。

それから、写真を見ても数キロごとに現象がいろいろあるわけですよ。これはもう言い出したら切りがないぐらい、その地区、地区でいろいろなことが起きているわけです。これを最初から積み上げて行ってしまうと、多分、時間が無限大にかかってしまう可能性があるんですね。

だから、ここの委員会はまずフィロソフィカルなところが、大体方向性はいいんだろうかとか、そのような形の議論にせざるを得ない。だから、あそこの地先はどうするんですか、ここの地先はどうするんですかというようなことでは、いつまでも経っても終わらなくなってしまうので、その辺はぜひ委員の方にもご了承願いたいと思います。もちろん、地先ごとに軽く見て議論するということではないんですが、議論の仕方としてこの委員会のあり方として、ぜひそういう方向で考えていきたいと思います。

それでは、事務局の説明を、「荒川の現状」から。それで大分いろいろ話が出ていますので、端折れるところは端折ってください。

**【関東整備/渡邊河川計画課長】** 河川計画課長をしております渡邊と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは資料-2についてまず説明をさせていただきたいと思います。一枚目の荒川の流域の概要につきましては、こちらの皆さんご存じの部分があると思いますので省略させていただきます。

「主な洪水とこれまでの治水対策」、2ページ目ですが、大きなものとしましては明治43年8月洪水、昭和22年9月洪水、平成11年8月洪水というものが本川・支川それぞれで被害があったようなものとなります。

それで平成19年に今の河川整備基本方針というものが策定されておりまして、今の河川整備計画というものは平成28年に策定されているというところです。

3ページ目です。「河川整備基本方針の概要」ですが、河川整備基本方針の計画規模としては、200分の1となっておりますが、寄居という地点から上流と、支川については100分の1の規模というものが基本方針の目標となっております。

具体的な流量としては、岩淵地点のところで14,800m<sup>3</sup>/sという基本高水ピーク流量に対して、実際には洪水調節を7,800m<sup>3</sup>/sとして、河道で受け持つ流量としては7,000m<sup>3</sup>/sというのが本川の目標になっておりまして、支川については流量配分図の下のほうが支川で

すが、荒川と合流する地点が「菅間」というところを主要な地点として設定しておりますが、ここで4,500m<sup>3</sup>/sというのが河川整備基本方針の目標となっております。

続いて4ページ目からが今の整備計画の概要でございます。まず本川・支川それぞれの目標が、下の配分図で説明したいと思いますが、荒川の本川については戦後最大の洪水である昭和22年9月のカスリーン台風と同規模の洪水を安全に流下させることとしておりまして、基準値点の■のところ、岩淵においては11,900m<sup>3</sup>/s、このうち河道で受け持つ分としては6,200m<sup>3</sup>/sで、上流のダムとか、中流の荒川の調節池において洪水調節を行うというような計画に今はなっております。

支川については、洪水調節施設というのが今は位置づけられておりません。支川入間川の目標の流量としては、近年の洪水で大変な浸水被害をもたらした平成11年8月洪水が再び発生しても、災害の防止を図るということを目指しておりまして、荒川の合流地点である菅間で3,300m<sup>3</sup>/sというのが今の整備計画の目標流量になっています。

5ページ目です。具体的にどういうメニューが位置づけられているかというのが記載してあります。主には堤防整備とか、河道掘削、凡例にあります。堤防整備が赤、河道掘削が黄色です。あとは橋梁の架替とか。洪水調節容量の確保としましては、荒川の第二調節池、第三調節池、第四調節池という調節池群をつくりますよというのが整備計画の中で位置づけられております。そのほか、浸透・浸食対策とか、高潮対策、超過洪水対策等について位置づけがされております。

6ページ目からは整備計画を策定したのが28年3月ですので、まだ直近の3年間ほどであります。実際に施工が行われた場所、完了している場所については黒の実線で示している場所が、既に対策が進んでいるところでございます。今回の被害があった入間川の支川の部分ですが、今、整備計画で位置づけられているものは堤防の整備と、あとは危機管理型ハード対策といった堤防の法尻補強とか、天端の舗装といったものの位置づけと、河川防災ステーションの整備などが位置づけられているんですが、今時点としては危機管理型ハード対策の部分をこのように黒く塗られて、その部分については整備が進んできているという状況だということです。

ですので、今の整備計画で入間川の支川については、河道掘削や洪水調節の位置づけがないということになります。

7ページ目です。7ページ目が荒川下流部の整備状況ですが、荒川下流部についても黒で塗っているところが施工が完了しているところで、黒と赤で半々になっているところが

今実施中というところになります。施設の耐震対策とか、緊急用船着場の整備などが進捗しているという状況です。

8 ページ目が堤防の整備状況です。30 年度末現在において堤防の完成延長は、本川・支川あわせまして約 7 割が完成しておりまして、今後整備が必要な区間というのは約 3 割ほど残っているという状況です。

9 ページ目です。洪水調節施設の整備状況です。こちらにも繰り返しにはなりますが、基本方針の中では 7,800m<sup>3</sup>/s 分を洪水調節施設で対応しようということになっております。今この地図に記載しているものは、あくまでも国と水資源機構でやっているような洪水調節施設に絞って記載しております。青で示した本川の上流域には既にダムや調節池の計画がございますが、このピンクで塗っている入間川の流域、菅間地点より上流域においては、そういう洪水調節施設の具体的な計画の位置づけもないというのが今の現状でございます。

10 ページ目です。10 ページ目は治水の現状として、河床変動とか河床高の経年変化がどうなっているかを確認しているものですが、入間川の一部下流の部分ですとか、都幾川の部分で多少河床の低下しているようなところとかがありますが、越辺川、高麗川、小畔川をあわせまして、おおむね河道は安定しているという状況です。

11 ページ目、12 ページ目が河川環境についてです。あくまでも特徴的なところだけをピックアップということではありますが、入間川の支川については連続して分布しているようなヨシ・オギ群落ですとか、砂礫河原などが形成されているということが特徴の一つはあります。

ただ、12 ページをちょっと見ていただきますと、12 ページがヨシ群落の変遷を時間的に見ているものになりますが、ヨシ群落の支川での状況を見てみますと、平成 14 年から平成 28 年にかけて、右上のグラフのようなものですが、ヨシ群落が 32ha あったものが、1.9ha まで減っているとか、オギについても約 3 割というような状況になっておりますが、ただ植生群落別で重要種の確認地点というのを見てみると、重要種の生育・生息場、繁殖場として機能しているところですので、こういうところの配慮は必要となってくるのではないかとこのように考えております。

13 ページ目です。13 ページ目が今回の洪水の概要と被害状況になります。降雨の分布も載せておりますが、菅間の上流域ですとか、寄居の上流域に近いような西側のところでもかなり雨が多く降っていたことがわかります。

今回、本川と支川が合流する菅間地点において、流量と雨量を県整備計画のものと比較したものが、左の真ん中にある棒グラフになりますが、今回の洪水において流域平均の3日雨量で見ますと、平成11年の洪水と同等ぐらいの雨量だったんですが、流量で比較しますと、平成11年8月の今の整備計画の目標流量が3,300m<sup>3</sup>/sに対して、今回の洪水は4,100m<sup>3</sup>/sということだったということを確認しております。これは実際に流れた流量という意味ではなくて、こちらは施設がない状態、しかも氾濫を戻しているような状態どれぐらいの流量だったかということを経験で出しているものにはなりますが、比較して整備計画目標流量を超えているというようなことを確認しております。

14ページです。14ページは12月に開催させていただいた第1回の点検の場に出しているものと結果は同様であります。こういう台風19号の被害を踏まえて、支川については新しい治水計画の検討をしていきたいと思いますということを確認しております。

それで本川につきましては、今回はちょっと資料は載せておりませんが、基準地点の岩淵というところで確認したところ、流量については今回のR1.10洪水の流量については、整備計画流量を超えていないということも確認した上で、本川は今定められている河川整備ということを経験して、しっかり実証していきたいと思います、ということを確認したところでございます。

整備計画の概要はここまでですが、15ページ以降は今回変更をしていくにあたって、考慮すべきような近年の大規模水害を踏まえた治水対策に対する動向について簡単に紹介させていただきます。

15ページに載せておりますのが、平成27年9月の関東・東北豪雨、鬼怒川で決壊があった大きな災害ですが、これを受けまして各地域において「水防災意識社会再構築ビジョン」、田中先生から挨拶の時にもありましたが、こういう取り組みを進めておりまして、河川管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置しまして、減災のための目標の共有と、ハード・ソフト対策の一体的・計画的な推進ということを進めていくこととなっております。

16ページは、荒川水系の埼玉県域の開催状況を載せておりますが、具体的に協議会を設置して、いろいろな取り組みを今まさに進めているところでございます。

17ページです。17ページは直近の全国的な動きであります。平成30年12月には西日本豪雨などを受けまして、大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方についてという答申もまとめられておりまして、水防災意識社会の再構築の加速化というところが求めら

れております。令和元年10月には、右側に記載がございますが、「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」というものを有識者会議から提言されておりまして、治水対策のみならず、流域対策、土地利用、危機管理、ソフト対策といったものを組み合わせていくということが今は求められているところです。

18 ページです。これも一つ、今回の水害の後に全国的な取り組みとして位置づけされたものですが、「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」というものが昨年12月に開催されておりまして、洪水調節機能強化に向けた基本方針というものが取りまとめられ、水害の激甚化などを勘案して、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係機関との連携のもと、速やかに必要な措置を講じるということが今求められておりまして、関東においても各水系において協議会という場を設置しながらの議論をこれから進めていくところという状況です。

19 ページです。ここからは冒頭に河川部長からの挨拶からもあった点ではありますが、減災対策協議会から今回被害が大きかったところについて、入間川流域の部会というものを派生部会という形で設置して、今後はどういう形で治水対策を進めていくかという検討、議論をしてきているところであります。

それで20ページに載せているのが、12月26日に記者発表をした「入間川流域緊急治水対策プロジェクト」の中間取りまとめというものになります。お手元に参考資料-1という形で、この記者発表資料の一式をお配りしておりますので、こちらを適宜ご参照いただければと思います。中間取りまとめのこの20ページでちょっと説明させていただきますが、基本的な方針としましては、これも冒頭に部長の挨拶にもあったとおりですが、今まで主に河道で洪水を処理しているような計画になっていた部分を、河道の流下能力の向上はもちろんのことですが、遊水機能の確保・向上ということで、遊水地の整備というものを検討していったりですとか、あとはあわせて土地利用・住まい方の工夫という部分で、浸水が想定される区域の土地利用の制限とか、家屋移転ということについても、自治体の皆さんと一緒に協力をしながら進めていけないかということ、これから具体化に向けた検討を行っていくということを今話し合っているところでございます。

そのほか、減災に向けたさらなる取り組みの推進として、いわゆるこれは「ソフト対策」と言われるようなものですが、防災情報をいかに共有化していくとか、水害に対して事前準備としてどういうことに取組んでいくかといったようなことについて検討を進めているところでございます。

こういうことの取り組みも踏まえまして、変更の方針というものを今回まとめているものが資料-3になります。これから説明させていただくのは、整備計画の骨子というものです。整備計画の変更については、今後は原案というものを取りまとめていきまして、その中で具体的な目標や対策メニューの内容などを決めていくわけですが、その前段としまして変更の方針と言うか、骨子の部分について今日は説明させていただきます。

資料をおめくりください。2ページ目が対象区間ですが、対象区間については現行の整備計画から変更しないということで考えております。

3ページ目です。3ページ目が治水とか、そのほか環境や、河川管理など、幅広く目標について定めている内容ですが、こちらの大方針のようなものについても今回は変更ということでは考えていない状況です。

続きまして4ページ目ですが、4ページ目が洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止、または軽減に関する目標をどうするかということに記載している部分であります。本川については先ほどご紹介した点検の結果も踏まえ、現行の整備計画から変更しないということ考えております。

支川については、今、平成11年8月洪水というのを対象としていたところではありますが、今回の被害を踏まえまして、赤の下線を引いている部分ですが、「近年の洪水で大規模な浸水被害をもたらした令和元年10月洪水が再び発生しても災害の発生の防止又は軽減を図る」ということに目標を変更していきたいというように考えております。

今、下に流量配分図をつけておりますが、これはあくまでも現在の整備計画の流量配分図になっております。それで「4,100m<sup>3</sup>/s」と書いているのが、菅間の3,300m<sup>3</sup>/s、今の計画の流量に対して計算した流量が、今回は4,100m<sup>3</sup>/sでした、ということだけを記載しておりまして、実際にこの変更した整備計画の内容でどういう対策をして、どういう目標の流量を各地点ごとに目指していくのかということについては、ちょっとまた次回以降に検討が進んだ上でお示しをしたいというように考えております。

5ページ以降が具体的なメニューとして追記していきたい部分を示しております。まず、治水の關係の対策ですが、堤防整備、河道掘削については、引き続きということで変更は考えておりませんが、3)洪水調節容量の確保というところで、今も本川中流部、荒川の調節池を指しまして、調節池の整備を行いましようということは書いているんですが、今回、非常に大きな流量が流れたということで、そういうことと河道のみだけでなく、流域の遊水機能を生かしていこうということも減災対策協議会の部会の中でも議論しているこ

とから、支川においても支川下流部へのピーク流量を低減させて、下流への負担を軽減するために遊水地の整備を行うというところは記載していきたいというように考えております。

6 ページ目です。こちらは洪水・津波・高潮による被害の発生の防止または軽減に関する事項ですが、(3) 内水対策について、遊水地の整備の仕方、方法についての言及ですが、支川における遊水地の整備にあたっては、地形や現状の土地利用などを考慮するとともに、関係機関と調整した上で外水・内水の両方に対応する機能の検討を行うということを考えております。もちろん、外水にも対応するということが、実際に県や市町さん、あとは地元の方のご意見も聞きながら、内水の対策というところにも寄与するような機能の検討を行えないかということも位置づけたいなと思っております。

(4) が危機管理対策です。避難場所等となる高台整備についても支援を行うということで、先ほどご紹介した中間取りまとめの中でも、高台整備のところもしっかりと行っていこうということが考えられておりますので、そういうところの支援も位置づけたいと思っております。

最後の6 ページの一番下のところが、先ほど既存ダムの有効貯水容量を最大限に活用しましょうということが動きとしてありますとご紹介しましたが、その部分についても記載したいと考えております。

最後に7 ページ目です。地域における防災力の向上ということで、ここに記載する内容としましては、例えば洪水氾濫などが発生した場合などにおいても、被害の最小化を図る必要があるということで、そのために地域においても地域と連携しながらどういうことができるかということに記載するような項目になってはいますが、ここの赤字を追求したいと考えておまして、重要水防箇所を設定した上で、その危険箇所などにおいては危機管理型水位計とか、簡易型河川監視カメラなどを設置して、そういう箇所の情報をリアルタイムで水防管理者等に提供していくということを考えております。

また、氾濫が発生したというような時に、より迅速に把握するための氾濫を監視する機器類の整備なども進めていくということをやってきたいなということで、位置づけをしております。

次がタイムラインというところですが、洪水時に住民の皆さんが的確なタイミングで、適切な避難を決断できるように、住民一人一人の防災行動というものをあらかじめ定める「マイタイムライン」という取り組みが鬼怒川とか小貝川のほうで今進んでおりますが、

そういう取り組みも推進できるように支援していくということを記載していきたいと思っております。

それで最後が、中間取りまとめでもご紹介した土地利用・住まい方の工夫に関する部分ですが、洪水を安全に流下させるための対策に加えて、関係機関と連携し、土地利用・住まい方の工夫を組み合わせることで対応するという。また、浸水が想定される区域の土地利用を制限するなどの対策を進める際には、関係機関に必要な支援を行うという部分を記載していきたいと考えております。

今回、説明した部分は、あくまでも特に大きな変更となる治水の部分ですとか、防災・減災対策に関する部分となっておりますが、変更の原案などを作成していく段階では環境ですとか、維持管理という部分についても必要な変更内容を話していきたいというように考えております。説明は以上です。

**【山田座長】** ありがとうございます。普通ならこのまま委員の先生方からご意見なりをいただくところなんですけど、今日欠席されておられる知花先生からご意見が来ておりますので、ちょっとそのご意見を読み上げていただけますか。

**【関東地整/渡邊河川計画課長】** はい、では紹介させていただきます。知花先生からのご意見です。

「令和元年台風19号のような大規模洪水に対応するには、国、都県、市区町村、民間企業、地域コミュニティ、国民、河川水防、地域、都市がそれぞれの役割を考えて協働し、自助・共助・公助のバランスが取れた流域治水の転換が必要である。そのためにはどのような治水計画を立てるのか、どのような町づくりを行っていくのか、市町村と河川管理者が相談しながら考えられる場が重要である」といったご意見をいただいております。

**【山田座長】** これは今週の月曜日に土木学会の会長からの提言がありまして、その総合調査団というのが台風19号について土木学会で立ち上がっておりまして、全体を俯瞰した上で提言するというのがありまして、その中で河川系では福岡捷二先生、私、それから事務局的に仕事をされたのが知花先生なんです。それから全体を見ようということで、次期土木学会会長の家田先生、それから国土交通省の都市局OBの方とか、東大の計画系の先生とかが入って、そのメンバーで提言しました。

その中に、「流域治水」という言葉があつて、これはこれから大事じゃないでしょうかということを提言して、知花先生には文章的にまとめていただいたので、それで知花先生のご意見として、それは土木学会総合調査団からの提言というのとほとんど一緒の意見になっております。

今ずっと見ていただいて、今のご説明の中でも地元の自治体と、いろいろなハード・ソフト面からいろいろな組み合わせでやっていく、あるいは協議会をやっていくということでご説明がありましたので、その流域治水という概念のかなりの部分がカバーされているのかと座長としては感じました。

さて、それではどなたからでも結構ですので、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

**【田中委員】** では、6 ページですが、このハイブリッド型遊水地、非常に良いアイデアかなと思います。一方、今回の台風 19 号でも水門・樋門が閉まった後、実際には逆流を防いでいるので災害を減らしているわけですが、それでも水門・樋門が閉まったので災害が起きた的な報道があつたりとか、あるいはポンプ場はついているけど足りなかつたりとか、あるいは燃料が切れてしまつたりとか、いろいろあつたわけですね。

将来的にこのハイブリッド型遊水地があれば、内水で吐き出せなくても、そこに溜められるし、あるいは外水がこぼれてもカットできると。いろいろメリットがあるんだと思います。しかし、もう一つ内側に樋門がついていて、さらに堤内地側に人が住んでいるということで、結局、今回の通常のそういう水門・樋門が閉まった後のトラブルとか誤解とかに関連するようなものが、内側に移動している感じがあります。結局、内側のほうの樋門・水門が閉まった時に、内側ではやはり浸水が起こる可能性がちょっとあるので、そのあたりは誤解がないように。それが、恐らく最初の入間川緊急対策プロジェクトの中の被災形態選択区域というものに相当するんだと思うんですが、そのあたりは誤解のないような形で調整をいろいろしてもらえると良いかなと思います。そういう理解でよろしいでしょうか。

**【関東地整/渡邊河川計画課長】** そのようなご理解のとおりですので、こういうエリアについては嵩上げとか家屋移転とか、土地利用の制限といったようなことも含めて対応をしていく必要があると考えております。

【横山委員】 首都大学東京の横山です。ここに書かれていることと、先ほどの知花先生のコメントには賛同します。

その中で、遊水地を整備するということが一つ今後の重要な課題として上げられているんですが、本川を整備すると支川が弱くなって、支川を整備するとそのまた支川が弱くなるということで、閉じ込めていけばどんどん上流にいて、また内水箇所が増えるわけですね。今度、遊水地もこれは堤防で囲っているの、結局、連続堤の場所をどんどん増やしているような気がして、堤防で囲わない遊水区域みたいな形で、堤防から一部脱却するような方向性というのは模索できないのか。それは土地利用の制限とかともからめると思いますが。

結局、どこか、ここは水が溜まる場所ですよ、というのをやっていると何か際限ない気がするんですが、いかがでしょうか。

【関東地整/佐藤河川部長】 多分、荒川流域を見ると難しいのかなと思います。なぜならば、どこかで区切ってあげないと、人が住んでいるところと、人が住んでいないところは、今でも土地利用上は割と明確で、自然堤防的なところがあるんですが。今回、特に東松山を見ていますと、自然堤防みたいなどころまでかなり軒下までの浸水深が出ていますので、やっぱりそういうことを考えますと、やはりどこかで区切ってあげないと、荒川流域では難しいのかなと思います。

おっしゃるようなことは、恐らく我々の感覚で言うと、今回の那珂川・久慈川あたりではできるのではないかなと思いますが、そこは地形なり、土地利用なりを見ながら多分判断していくという形になるのではないかなと思います。

【山田座長】 ちょっとつけ足すと、ここみたいにかなり真っ平みたいなどころだと。

【関東地整/佐藤河川部長】 真っ平でも、ここもそうですが、河岸段丘まではいけると思いますが、やっぱり河岸段丘のところの氾濫原の中に人が住んでいなければおっしゃるようなことができると思います。荒川流域は、その氾濫原の中の若干高いところには人がお住まいですが、低いところは本当に人が住んでいないというようなところで、まだ住み分けができていく地域ですけれども、やっぱり今回の水害を見ていると、あれだけの浸水深

が出ているということを見ると、やっぱり自然的な地形だけでその堤防に代わるものだという位置づけをするのは、ここの地域は少し難しいのではないかと。直轄のエリアで言うと難しいかなというように思います。

**【横山委員】** 例えば高い遊水地の堤防にしてみると、それがまた漏れた時にはすごいことになるので、二線堤、三線堤みたいなところで、県道をちょっと嵩上げして、遊水的な機能を持たせるみたいな形で、最悪、避難ができる時間を稼ぐという意味でも、津波で行われているような、浸水はしてしまうけど時間を遅らせるとか、そういう形の対応も可能なのか。それも今おっしゃったような形で不可能なのかというところですが。

**【関東地整/佐藤河川部長】** そこは地元の市町村とも、今回、多重防御の絵で言うと、中間取りまとめの緑の部分になりますが、そこはそういう地域かなと思っておりまして。「被災形態選択区域」という仮の名称ですが、ここはやはり遊水地からこぼれるところはこちらになりますので、ここがある程度そういう意味で土地利用制限をかけていただいたりとか、この中でも自然堤防の高いところに住んでいただいたりとか、ここは要はそういう意味で言うと、どのように被災させるのかということを考えるエリアとしての設定をしたいなと思っております。

逆に河岸段丘から上のところにあってほしいというイメージかなというところで、ここまでは大体今のところ地元と行政レベルでは合意形成が整っているのではないかなと思います。

**【清水委員】** 山田先生が言われた「流域治水」という、まさにこの流域治水の話題がこれからいろいろなところに出てくると思います。そうした中で、荒川の整備計画の点検で、これを実践する最初の、パイオニア的なものになると思います。とても大切なことだなと思います。

それで、20ページの、流域という中で、これからやろうとしているこの「多重防御治水システム」というのは、今までにない考え方でとても良いと思います。今、横山先生も言われたけど、ここの図の、これはイメージ的に書いてあるけど、これは結構重い図ですね。

なぜかと言ったら、普通なら計画遊水地があるところの周辺は、被災形態の選択区域になり得ないと思います。普通は。それで、その上の高いところは、これは水害のためには高いところに住んでいけばいいわけですが、そこに居住地を移すとか、そこで被災形態選択区域のところでは盛土するとか、そういうことが書いてあります。

昔の利根川の、ここに「関東流」と書いてあるから、中条堤の時代の積み方（堤防）を振り返ると、本堤があって、周囲堤は本堤よりも低い。嵩上げをして人が住んでいる水屋がある地盤高は周囲堤と同じ高さにしておく、というのが大体の中条堤周辺の氾濫水対策の思想です。

だから、そうであれば周囲堤が本堤よりも低いわけだから、当然、被災形態選択区域にならなければいけないということになり、これをしっかりこれからやろうとしている。なかなか意味深い図です。この辺でどうして被災形態区域が選択されなければいけないのかと言うと、当然、周囲との治水安全度が変わってくるからというところも、住民の人たちには理解してもらい、これがないと流域の被害軽減はやれないという理解を、ぜひ行政の人々は大変だと思いますが、今までにない新しい試みをぜひ進めていただければと思います。このやり方に賛成で、行政は苦勞されるだろうなというところで、エールを送りたいと言うか、頑張ってもらいたいというところです。

**【浅枝委員】** よろしいですか。今のに関連するかなと思いますが、確かにこの緑のところ、場合によっては多少は赤ぐらいに、これもそうだと思いますが。それで、この資料-3の後ろのほうの最後のところを見ると、「関係機関と連携し、土地利用・住まい方の工夫を組み合わせ対応する」とあるんですが。まずは、ここで多少高くしましょうとか、恐らくそれは将来的にはそうだと思いますが、それまでの期間というのがあるわけですね。しかも、これは恐らくそういう個々の人を対象とするとなると、非常に長い時間がかからざるを得ない。その間に結局、それこそハザードマップぐらいで対応するしかないんですね。今のハザードマップを見ると、例えば3軒先の家と自分の家を比べたら、3軒先の家は高いんだけど、自分たちはそれよりも1m低いですという場所はいっぱいあるんですね。1m湛水深が上がってしまうと、そこに住んでいる人は大変なことになってしまう。

だから、もう少し細かいハザードマップみたいなものを用意してあげて、3軒先とうちとは、実はうちのほうがずっと大変なんですと。場合によっては、うちの前というのは結

構流れが速くなるんですとか、そういう情報というのをあらかじめ住んでいる方に提供してあげておくということが必要なのかなという気がするんです。

私もこの緑、赤は非常に賛成なんですけど、それはやっぱり早急に必要かなと思います。現状でもそれが必要ですので。

それともう1つ、せっかくそういうようなことがありながら、今は住んでいる人の理解がなかなか得られませんですよ。ですが、この資料-3の3ページ目で、ここで「豊かなふれあいの場を提供する」とか、「動植物の生息の場の確保等を図り」というのが、これは川の中の河道区間の内容として入っていますよね。恐らくこの書き方だと。

**【関東地整/佐藤河川部長】** ちょっと書き方はあるんですが、今回つくった「遊水地」というのは、多分いいグリーンインフラとして整備ができるのかなと期待しているところです。

**【浅枝委員】** 遊水地だから、この緑のところとか、赤のところというのは、そういうものが期待できますよ、というような、それをやっぱり表に出していくべきではないかなと。そうすると、住んでいる人だって、確かに被害があるかもしれないけど、普段はほかのところよりもいい環境なんだというので、プラスの思考が出てきますよね。だから、やっぱりそこはあまり分けないほうがいいのかなという気がします。

**【山田座長】** ちょっとコメントをつけ加えさせていただきますと、先ほど言いました土木学会の提言の中で、現在のハザードマップというのは避難をするための材料として提案されているんですが、途中の誘導策としては非常に使いにくいものだということが言われていて。

その中で、別に1000年に1回とか、L2対応というような雨ではなくて、現在でも計画の雨をちょっと超えたぐらいでもこうなってしまう。もうちょっと超えると、こうなってしまうと。もうちょっと超えるとこうなると、ここが危なくなりますということで、多段階リスク評価型浸水想定というようなものができないだろうかというのを提案しております、それに近いことを浅枝先生は言われているわけで。住民の方とか、あるいはここに進出している、あるいは予定であるような企業とかにとって、よりリスクがはっきりわかるような表示の方法はないだろうかというようなことを、これはちょっと考えて

ほしいなど。できない、と言われたらしょうがないけど、今後はそういうものが必要ではないでしょうか。これは今でなくてもいいですよ、また次でも。

そのほかにありますでしょうか。

**【鈴木(伸)委員】** 20ページの図のところを見ていまして、「土地利用・住まい方の工夫」のところを踏み込んで、非常に大事なことだなというように改めて思いますが。この図を見ていると、あくまでもこの土地利用・住まい方の工夫というのが、氾濫原に限定されるのかどうかということが気になっています。

例えば、一時貯留であるとか、雨水浸透であるとか、この流域全体で取り組める部分でもありますし、既に都市部ではそういう開発許可にあたっての一時貯留というのは義務化されているので、それは十分であるというように見るのか。それとも、もう一段低い規模の、小さな規模の開発であっても協力を求めるようにするのかとか、いろいろな取り組み方には広がりがあるはずですから、氾濫原に限定した対策をするのか、それとも流域全体に、かなりそれはそれで大変なことであると思いますが、取り組みを求めるのか、そのあたりのイメージというのは現段階ではどう議論されているのか教えていただけますでしょうか。

**【関東地整/佐藤河川部長】** 市町村と議論している中で言うと、まずは氾濫原かなというところかなと思っています。やはり土地利用について、いろいろな規制をかけるというのは住民のご理解が必要なんですけど、やはり今回、水が漬いたというのは説得力あることかなと思っておりまして、そういう意味においてやはり首長さん方が今回、水が漬いたところをどう今後は開発するのかわからないのかということについて、非常に今までの市の行政から考えてもどうしていくかということについて真剣にお考えのようですので、まずは、やはり氾濫原からというところかなと思います。

**【堂本委員】** よろしいですか。土地利用というか、流域治水ということで、まずは氾濫原にしたところだということですが、昨今、都幾川、入間川水系の山のエリアというのはソーラー流行りで、どんどんソーラーパネルがかなりでかいものが設置されているんですが、相当これはインパクトが強くなるのかなと思います。

それに関して地元の市町村、あるいは県の事業サイドがどう捉えているのかというのは、やっぱりこういう議論をする時に投げかけていく必要があるのかなという感じがします。

それと、先ほど浅枝先生の言葉を踏まえて部長さんが、グリーンインフラの考えでやっていくということなんですが、ぜひそういうことをわかりやすくいろいろな方々が関心を持てるような示し方というのをしていただけると、大変この取り組みは理解されるのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

**【大図委員】** 荒川流域は堤外民地というのが結構多いんですね。例えば「荒川の現状」の6ページを見ていただきたいんですが、荒川第2・第3調節池の中に、堤外に農地が相当入っています。それで、農業を振興する地域にも指定されている地域があります。

そういうところの農家の方はこのままの場所で作っていきたいけれど、いきなり調節池の計画をされてしまったと。では、買収して掘削してもらえらるなら、それはそれでいいんだけど、そうじゃなくて、そのままお使いくださいと。ただ、二重堤防にして洪水が来た時にはそこに一時的に水を入れますよ、という説明を受けているんです。非常に営農上もそうだし、治水上も何となく中途半端な感じが農業側としては思っています。例えば調節池ではなくて、民地を買収して河道掘削をしっかりとやってしまえば、それだけの流すものができるわけですから、何かちょっと農業側としては計画が中途半端なのかなという感想を持っています。

いろいろな現実的なことを勘案しながら決められた計画だと思いますが、農業側にも納得できるような計画を示していただけるとありがたいと思います。以上です。

**【山田座長】** ちょっと今のお答えはありますか。それと、全員がこの問題に詳しいわけではないので、もしもうちちょっと解きほぐして、かつお答えしていただければと思います。

**【関東地整/佐藤河川部長】** 多分、今回浸かっている地域のほとんどが農地だと思います。結局、農地に一滴の水も入れないように河道整備をしようとする、川的能力を極端に上げなければいけないという形になります。ですから、それを下流側から全てやっていくとなると、非常に大きな時間と予算がかかるという中で言うと、ある程度、今溜まっている地域はやっぱり溜まっている地域としてリスク分散していかないことには、なかなか治水は追いつかないだろうというのが今回の反省かなと思っています。

川だけで水を溜めていますと、やっぱり川が溢れた時にそこから出てくるエネルギーが大きいというところもありますので、やっぱりエネルギーを殺しながら流域全体で水を溜めていくというのはどうかという形で、これは地元の市町村とも話をしておりますが、できるだけ流域のあちこちで水を溜めながら治水をしていくのではないかなというところで、今はそういう話をさせていただいているところです。

確かに遊水地になりますと、やっぱり農地として利用しつつ、遊水地としての設定をさせていただくというところですが、そこは治水としてある意味、無堤地区のようなところはわかりやすいと思いますが、堤防ができて遊水地になるけど、湛水機能は減るよみたいな感じになると思いますが、今回のところは既に堤防がある地域で遊水地ということになりますので、そこはやはり丁寧に地元との合意形成を図りたいと思います。

いずれにしても、地形的に言うところの氾濫原のところについては、入間川については、やっぱり事実上ここに水が溢れることによって流量を調節しているし、今回の水害においても溢れることによってある意味、川の流れのほうを制御できているというところもありますので、その辺はやはり流域全体でリスクを分担していくという考え方に立たないと、少し今後の気候変動のようなことを考えても、多分、治水としては追いついていかないのかなと思っておりますし、やっぱり地形なりというのを見ていくということが非常に重要ではないかなと考えております。

**【大図委員】** 私の言い方がちょっとまずかったと思いますが、堤内の農地ではなくて、堤外農地のことを言わせてもらいました。

**【関東地整/佐藤河川部長】** わかりました。堤外のほうはまた荒川の第二調節池、第三調節池の話だと思いますので、そちらのほうは事業化をされていますので、そちらはまた事業にあたっては丁寧に説明をしたいと思いますが。

堤外で言うと、荒川の調節池で言うと、前に堤防をつくることによって水が入る頻度は減るけれど、ただ水が入る時には入るということになりますので、その辺はまた事業化にあたって、もう既に事業化されていますが、その辺は少し丁寧な説明をしていきたいなと思います。

【山田座長】 では、若干のコメントを加えさせていただくと、部長が今言われたところでちょっとヒントがあって、「地球温暖化をどう考えるんですか」という一般的な質問が出るんですけど、その部分を新しい治水哲学の中に入れていたんだという解釈があり得るのかなと。今までなら、川でこうします、というようにやっていたのを、温暖化のリスクなどを考えると、新しい治水の概念というようなものは、地球温暖化を考えた分はそっちなほうで少しカバーせざるを得ないですね、というように解釈できるのかな。そこが後世の人から、地球温暖化があったのにあの時はどうしていたのかという時に、考え方をこのようにもっていったんだ、というところがあるとわかりやすいかもしれませんね。

【久保委員】 今の山田座長のお話とも関係があるんですが、最初に「フィロソフィー」とおっしゃったので、フィロソフィーについてつい頭がそっちにいきましたが。

最初のご説明で、本川は200年確率の整備、そして支川は100年確率の整備、そして埼玉県の川は時間雨量50mm/hの整備というように書かれておりまして、だけど雨が降るのは皆一緒だろうということですから。ですから、わかりきった話ですが、やっぱり段階をつけているのが現状かと思えますね。

ですから、決して全ての流域が等しく同じ対策をしているわけではないということは、実は言いたくないけれど、わからないと。そして、土地利用についても水田に使っているところと、家が建っているところでは、水は絶対に困るとか、少し軽重があるようなことになっていると思うんですね。それはもう今は既成事実だということです。

それから、最後にご提案があったように、被災形態選択区域というのがどうしてもそういうことを踏まえてやっていくことになるから、だからどうするではなくて、フィロソフィーの話というのを実は重い問題として皆で議論が必要だなと感じました。

【山田座長】 わかりました。恐らく行政というのはなかなか明瞭なフィロソフィーというのは出しにくいようなものだと思います。その部分は私たちが、別に応援するわけではないけど、あれはこう解釈するものかなとか、こういうフィロソフィーかなというようなところは、中立な立場で議論すると、そういう評価の仕方と言うか、我々がどんどん発言して、その位置づけをもっていくというようにしないと、行政というのはものすごく大上段でフィロソフィーを、こういうフィロソフィーでやりますというのは、そういうのはちょっと無理かと思うので。この委員会の中でもその辺を詰めていければと思っています。

本来、予定だとこれはあと2分ぐらいと当初は考えておりました、あと一人ぐらいご質問があれば。

**【手塚委員】** では、意見だけよろしいですか。私は経済学ということで、一番この中で門外漢です。この有識者会議の趣旨に事業評価監視委員会の機能も持っているということに関連して、あまり耳障りはよくないんですが、予算や（経済）効果などの局面も考慮する必要があるということで、少しだけコメントさせてください。

経済学の考えでは、とにかくコスト削減せよと言っているわけではありません。投じた予算に対してより多くの効果が出るように、有効に整備をしていただきたいというのが、（経済）評価の観点から考えているところです。

したがって、こういう整備にはこのような効果がある、あるいは有効である、ということについて、近隣の住民のみならず、もう少し広い範囲にわたって説明ができるような準備があると良いということが、私の申し上げたいことです。

それに関連してもう1点なんですが、通常の整備の議論では、こういうところに差し障りがあるから、その箇所を補強・整備していきましょう、という議論がなされています。その一方で、もし可能であればお願いしたいこととして、今回の災害でこうした整備をした結果として、これだけの有効な機能が発揮された、ということについても、もう少しわかりやすく、先ほども出てきたキーワードなどを用いて、わかりやすく出していただくと良いと思います。

これは我々と言うよりは、むしろ一般の人々に向けた説明という意味で非常に有効になると思います。これまでの整備の有効性やそれを踏まえた形での今後の整備のあり方について、ある種のストーリーのようなものが盛り込まれると良いかと思います。以上です。

**【山田座長】** 今のはコメントという形でいいですか。

**【手塚委員】** はい、コメントです。

**【山田座長】** わかりました。では、当初、大体のこのような予定で考えておりましたので、委員の方からのご意見はこれで終わりにします。

土地の誘導策が非常に難しく、例えば現在、保険会社は、損害保険などの会社が水害保険の掛金を企業ごとにどれぐらい防災意識を持ってやっているかと。例えば、発電機を2階に置いているようなところだったら保険の掛金を安くするとか、今はそういうように動き出しています。だけど、それを入れた計画をつくれるかと言うと、それはおかしな話で、オプションみたいなものですから。ただ、そういうものがきっかけになったりすることは大いにあり得ると。

例えば、ここに商業施設が進出しようとしたけど、保険の掛金とリスク対策をやるとえらい金がかかるから、ここではなくてちょっと高台に持って行くとか、そうしたらそこは普通の遊水地でも構わないとか。そういういろいろな考え方ができますので。

だけど、キーワードは、地域の計画と河川整備計画が非常に整合性がとれて、お互いに協働・協調するような計画になることが望ましいと。大体の人は皆そう思っていると思いますので。この委員会の意見を出していただく時間はこれで締めますが、今後とも行政の方はご苦勞ですが、頑張ってくださいと思います。

それでは、司会進行は事務局にお返しします。

## 7. 閉会

**【関東地整/高畑河川調査官】** ありがとうございます。山田座長、田中座長、議事進行をありがとうございます。また、委員の皆様には本日はさまざまなご意見をいただきまして、ありがとうございます。

本日のご意見を受けまして関東地方整備局、埼玉県より一言ずつ申し上げたいと思います。

**【関東地整/佐藤河川部長】** 本日はありがとうございました。今回の水害を踏まえて「緊急治水対策プロジェクト」という形で進めますが、ポイントは多分スピード感が必要かなと思っております、やっぱり被災された方々の生活再建を始めてしまうと、やっぱりなかなかというところもありますので、できるだけ我々も、先ほどあった青とか緑の地域がどこだということをなるべく早く示せるように頑張りたいなと思っておりますので、そういうことでこの委員会のほうも多分スピード感を持って開催させていただきたいと思っておりますので、次回またよろしく願いいたします。

【埼玉県/北田副部長】 長時間にわたりましてご議論いただきまして、まことにありがとうございました。いろいろなご意見をいただいて、国土交通省さんと一緒にこの会議をやらせていただいた意義を大変深く感じているところでございます。

次回までにできるだけの資料を揃えて皆様の、先ほど座長も言われておりましたが、宿題の部分と、それから県のほうでどういうことをやりたいかという部分をできるだけお示しをできるように頑張ってもらいますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【関東地整/高畑河川調査官】 委員の皆様には長時間にわたりましてご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、「第2回荒川河川整備計画有識者会議」、並びに「第8回埼玉県河川整備計画策定専門会議」を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(了)